

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 26 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表88の項金額の欄中「ア及びイ」を「アからウまで」に、「又はイの（1）」を「、イの（1）又はウの（1）」に改め、同欄イ中「ア」を「ア及びイ」に改め、同欄イを同欄ウとし、同欄アの次に次のように加える。

イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合

(1) 100平方メートル以内のもの 16,000円

(2) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 57,000円

(3) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,000円

(4) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円

(5) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 295,000円

(6) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 455,000円

(7) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 828,000円

(8) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 1,132,000円

(9) 30,000平方メートルを超えるもの 1,373,000円

別表89の項中「又はイの(1)から(9)まで」を「、イの(1)から(9)まで又はウの(1)から(9)まで」に、「又はイの(1)に」を「、イの(1)又はウの(1)に」に改め、同表に次のように加える。

104 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
105 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく許可申請及び届出に関する証明手数料	1件につき 300円 ただし、調査を要するものにあつては、800円
106 農地法第52条の3第1項の規定に基づく農地台帳の閲覧手数料	1件につき 450円
107 農地法第52条の3第1項の規定に基づく農地台帳記録事項要約書の交付手数料	1通につき 450円

別表備考に次のように加える。

3 92の項から97の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料について、申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額(申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について35の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる

場合においては当該昇降機 1 件について 2 2 の項又は 2 3 の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額とする。

4 9 8 の項から 1 0 3 の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 5 条第 2 項において準用する同法第 5 4 条第 2 項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について 1 8 の項に掲げる額 (申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について 3 5 の 2 の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第 8 7 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機 1 件について 2 2 の項又は 2 3 の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額とする。

第 2 条 町田市手数料条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 3 号中「6 6 の 7 の項」を「6 6 の 8 の項」に改める。

別表 1 8 の項中「若しくは改築」を「、改築若しくは移転 (同一敷地内における移転を除く。)」に、「又は改築」を「、改築又は移転」に改め、「建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定 (以下「構造計算適合性判定」という。) を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について、3 5 の 2 の項に掲げる額の手数料を加え、」を削り、同表 1 9 の項中「若しくは改築する場合」を「改築し、若しくは移転する場合 (同一敷地内において移転する場合を除く。)」に改め、「構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について 3 5 の 2 の項に掲げる額の手数料を加え、」を削り、同表 2 0 の項中「建築物の」の次に「同一敷地内における」を加え、「構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について 3 5 の 2 の項に掲げる額の手数料を加え、」を削り、同表 2 1 の項中「建築物を」の次に「同一敷地内において」を加え、「構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について 3 5 の 2 の項に掲げる額の手数料を加え、」を削り、同表 2 6 の項中「若しくは

改築」を「、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）」に、「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「又は改築」を「、改築又は移転」に改め、同表27の項中「建築物の」の次に「同一敷地内における」を加え、「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表28の項及び29の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表30の項中「第18条第18項」を「第18条第20項」に、「若しくは改築」を「、改築若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）」に、「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「又は改築」を「、改築又は移転」に改め、同表31の項中「基づく」の次に「同一敷地内における」を加え、「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表32の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表33の項から35の項までの規定中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表35の2の項を削り、同表36の項中「又は第18条第22項第1号」を「若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同表66の7の項の次に次のように加える。

66の8 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定申請手数料	1件につき 28,000円
---	---------------

別表88の項中「構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について35の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、」及び「(昭和25年政令第338号)」を削り、同表89の項、備考3及び備考4中「構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について35の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、」を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

町田市手数料条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
1～87 略	略	1～87 略	略
88 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料	1件につき 次の <u>ア</u> から <u>ウ</u> までに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合においては、 <u>アの（1）</u> 、 <u>イの（1）</u> 又は <u>ウの（1）</u> に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について35の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合におい	88 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料	1件につき 次の <u>ア</u> 及び <u>ビイ</u> に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合においては、 <u>アの（1）</u> 又は <u>イの（1）</u> に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について35の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降

町田市手数料条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>ては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第1項の設計住宅性能評価書(同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第2項第1号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。)</u>が提出</p>	<p>機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>ア 略</p>

町田市手数料条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後		改正前	
	<p>された場合</p> <p>(1) <u>100平方メートル以内のもの</u> <u>16,000円</u></p> <p>(2) <u>100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> <u>57,000円</u></p> <p>(3) <u>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u> <u>92,000円</u></p> <p>(4) <u>1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの</u> <u>172,000円</u></p> <p>(5) <u>2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u> <u>295,000円</u></p> <p>(6) <u>5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u> <u>455,000円</u></p> <p>(7) <u>10,000平方メートルを超え、20,0</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後		改正前	
	<p><u>00平方メートル以内のもの</u> <u>828,000</u> 円 (8) <u>20,000</u></p> <p><u>0平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの</u> <u>1,132,000</u> 0円 (9) <u>30,000</u></p> <p><u>0平方メートルを超えるもの</u> <u>1,373,000</u> 0円</p> <p>ウ ア及びイ以外の 場合 (1)～(9) 略</p>		<p>イ ア以外の場合 (1)～(9) 略</p>
<p>89 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じて88の項アの(1)から(9)まで、<u>イの(1)から(9)まで又はウの(1)から(9)までに掲げる額</u>（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、88の項アの(1)、<u>イの(1)</u></p>	<p>89 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じて88の項アの(1)から(9)まで又は<u>イの(1)から(9)までに掲げる額</u>（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、88の項アの(1) <u>又はイの(1)に掲げる額</u>）（申請</p>

町田市手数料条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後		改正前	
	<p>又はウの（1）に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について35の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額）を、当該建築物における変更認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>		<p>に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について35の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額）を、当該建築物における変更認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>
90～103 略	略	90～103 略	略
104 マンションの建替え等の円滑化に関する法律	1件につき 160,000円		

町田市手数料条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後		改正前
<u>（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料</u>		
<u>105 農地法（昭和27年法律第29号）に基づく許可申請及び届出に関する証明手数料</u>	<u>1件につき 300円</u> <u>ただし、調査を要するものにあつては、800円</u>	
<u>106 農地法第52条の3第1項の規定に基づく農地台帳の閲覧手数料</u>	<u>1件につき 450円</u>	
<u>107 農地法第52条の3第1項の規定に基づく農地台帳記録事項要約書の交付手数料</u>	<u>1通につき 450円</u>	
備考 1・2 略 3 <u>92の項から97の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料について、申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について35の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇</u>	備考 1・2 略	

町田市手数料条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p><u>降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額とする。</u></p> <p><u>4 98の項から103の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について35の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額とする。</u></p>	

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後	改正前												
<p>(減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 国又は地方公共団体から職務上の必要のため請求(別表18の項から<u>66の8の項</u>までに掲げる事項に係るものを除く。)があったとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表(第2条関係)</p>	<p>(減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 国又は地方公共団体から職務上の必要のため請求(別表18の項から<u>66の7の項</u>までに掲げる事項に係るものを除く。)があったとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表(第2条関係)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 842 459 891">名称</th> <th data-bbox="467 842 746 891">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 898 459 947">1～17の7 略</td> <td data-bbox="467 898 746 947">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 954 459 2069"> <p>18 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物の新築、増築、<u>改築若しくは移転(同一敷地内における移転を除く。)</u>に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の新築、増築、<u>改築若しくは移転(同一敷地内における移転を除く。)</u>に関する計画通知手数料(19の項の手数料を除く。)</p> </td> <td data-bbox="467 954 746 2069"> <p>当該新築、増築、<u>改築又は移転</u>に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に同法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	金額	1～17の7 略	略	<p>18 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物の新築、増築、<u>改築若しくは移転(同一敷地内における移転を除く。)</u>に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の新築、増築、<u>改築若しくは移転(同一敷地内における移転を除く。)</u>に関する計画通知手数料(19の項の手数料を除く。)</p>	<p>当該新築、増築、<u>改築又は移転</u>に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に同法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="818 842 1094 891">名称</th> <th data-bbox="1102 842 1382 891">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="818 898 1094 947">1～17の7 略</td> <td data-bbox="1102 898 1382 947">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="818 954 1094 2069"> <p>18 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物の新築、増築若しくは<u>改築</u>に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の新築、増築若しくは<u>改築</u>に関する計画通知手数料(19の項の手数料を除く。)</p> </td> <td data-bbox="1102 954 1382 2069"> <p>当該新築、増築又は<u>改築</u>に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に<u>建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)</u>を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について、<u>35の2の項に掲げる額の手数料を加え、同法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	金額	1～17の7 略	略	<p>18 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物の新築、増築若しくは<u>改築</u>に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の新築、増築若しくは<u>改築</u>に関する計画通知手数料(19の項の手数料を除く。)</p>	<p>当該新築、増築又は<u>改築</u>に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に<u>建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)</u>を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について、<u>35の2の項に掲げる額の手数料を加え、同法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。</u></p>
名称	金額												
1～17の7 略	略												
<p>18 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物の新築、増築、<u>改築若しくは移転(同一敷地内における移転を除く。)</u>に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の新築、増築、<u>改築若しくは移転(同一敷地内における移転を除く。)</u>に関する計画通知手数料(19の項の手数料を除く。)</p>	<p>当該新築、増築、<u>改築又は移転</u>に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に同法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。</p>												
名称	金額												
1～17の7 略	略												
<p>18 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物の新築、増築若しくは<u>改築</u>に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の新築、増築若しくは<u>改築</u>に関する計画通知手数料(19の項の手数料を除く。)</p>	<p>当該新築、増築又は<u>改築</u>に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に<u>建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)</u>を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について、<u>35の2の項に掲げる額の手数料を加え、同法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。</u></p>												

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
	ア～ケ 略		ア～ケ 略
19 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認を受けた建築物の計画の変更をして当該建築物を新築し、増築し、 <u>改築し、若しくは移転する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）</u> に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を新築し、増築し、 <u>改築し、若しくは移転する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）</u> に関する計画通知手数料	当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、18の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。	19 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認を受けた建築物の計画の変更をして当該建築物を新築し、増築し、 <u>若しくは改築する場合</u> に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を新築し、増築し、 <u>若しくは改築する場合</u> に関する計画通知手数料	当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、18の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に <u>構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合</u> においては、 <u>一の建築物について35の2の項に掲げる額の手数料を加え、</u> 建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。
20 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の <u>同一敷地内における移転、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更</u> に関する	当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、18の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含	20 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更に関する確認申請手数料又は	当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、18の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に <u>構造計算適合性判定を要する部分</u> が含まれる場合において

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
<p>確認申請手数料又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の<u>同一敷地内における移転、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更に関する計画通知手数料（21の項の手数料を除く。）</u></p>	<p>まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。</p>	<p>同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更に関する計画通知手数料（21の項の手数料を除く。）</p>	<p>は、一の建築物について35の2の項に<u>掲げる額の手数料を加え、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。</u></p>
<p>21 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を<u>同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、若しくはその用途を変更する場合に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく適合することを認められた建築物の計画の変更</u></p>	<p>当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、18の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。</p>	<p>21 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、若しくはその用途を変更する場合に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を移転</p>	<p>当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、18の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に係る計画に<u>構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額の手数料を加え、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加える。</u></p>

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、若しくはその用途を変更する場合に関する計画通知手数料		し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、若しくはその用途を変更する場合に関する計画通知手数料	
22～25 略	略	22～25 略	略
26 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の新築、増築、 <u>改築</u> 若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の新築、増築、 <u>改築</u> 若しくは移転（同一敷地内における移転を除く。）に関する工事完了通知手数料（30の項の手数料を除く。）	当該新築、増築、 <u>改築</u> 又は移転に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。 ア～ケ 略	26 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の新築、増築若しくは <u>改築</u> に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物の新築、増築若しくは <u>改築</u> に関する工事完了通知手数料（30の項の手数料を除く。）	当該新築、増築又は <u>改築</u> に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。 ア～ケ 略
27 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の同一敷地内における <u>移転</u> 、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する完了検査申請手	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、26の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の2	27 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する完了検査申請手	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、26の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の2

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
<p>手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の同一敷地内における移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する工事完了通知手数料（31の項の手数料を除く。）</p>	<p>に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。</p>	<p>条第14項の規定に基づく建築物の移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する工事完了通知手数料（31の項の手数料を除く。）</p>	<p>に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。</p>
<p>28 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する完了検査申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備の設置に関する工事完了通知手数料（32の項の手数料を除く。）</p>	<p>ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 1件につき 13,000円 イ 小荷物専用昇降機 1件につき 8,600円</p>	<p>28 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の設置に関する完了検査申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第14項の規定に基づく建築設備の設置に関する工事完了通知手数料（32の項の手数料を除く。）</p>	<p>ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 1件につき 13,000円 イ 小荷物専用昇降機 1件につき 8,600円</p>
<p>29 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の築造に関する完了検査申請手数料又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用す</p>	<p>1件につき 9,600円</p>	<p>29 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の築造に関する完了検査申請手数料又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用す</p>	<p>1件につき 9,600円</p>

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
る同法第18条第16項の規定に基づく工作物の築造に関する工事完了通知手数料		る同法第18条第14項の規定に基づく工作物の築造に関する工事完了通知手数料	
30 中間検査（建築基準法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による検査をいう。以下同じ。）を受けた建築物に係る同法第7条第1項の規定に基づく新築、増築、 <u>改築若しくは移転</u> （同一敷地内における移転を除く。）に関する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築物に係る同法第18条第16項の規定に基づく新築、増築、 <u>改築若しくは移転</u> （同一敷地内における移転を除く。）に関する工事完了通知手数料	当該新築、増築、 <u>改築又は移転</u> に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。 ア～ケ 略	30 中間検査（建築基準法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定による検査をいう。以下同じ。）を受けた建築物に係る同法第7条第1項の規定に基づく新築、増築若しくは <u>改築</u> に関する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築物に係る同法第18条第14項の規定に基づく新築、増築若しくは <u>改築</u> に関する工事完了通知手数料	当該新築、増築又は <u>改築</u> に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。 ア～ケ 略
31 中間検査を受けた建築物に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく <u>同一敷地内における移転</u> 、大規模の修繕若しくは	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、30の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築	31 中間検査を受けた建築物に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、30の項に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
大規模の模様替に関する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築物に係る同法第18条第16項の規定に基づく <u>同一敷地内における移転</u> 、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する工事完了通知手数料	基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。	する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築物に係る同法第18条第14項の規定に基づく移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する工事完了通知手数料	基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1件について28の項又は32の項に掲げる額の手数料を加える。
32 中間検査を受けた建築設備に係る建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく設置に関する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築設備に係る同法第87条の2において準用する同法第18条第16項の規定に基づく設置に関する工事完了通知手数料	ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）1件につき 13,000円 イ 小荷物専用昇降機 1件につき 8,400円	32 中間検査を受けた建築設備に係る建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく設置に関する完了検査申請手数料又は中間検査を受けた建築設備に係る同法第87条の2において準用する同法第18条第14項の規定に基づく設置に関する工事完了通知手数料	ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）1件につき 13,000円 イ 小荷物専用昇降機 1件につき 8,400円
33 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請手数料又は同法第18条第9項の規定に基づく建築物に関する	当該申請又は通知に係る中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部	33 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請手数料又は同法第18条第7項の規定に基づく建築物に関する	当該申請又は通知に係る中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額。ただし、申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
特定工程工事終了 通知手数料	分が含まれる場合 においては、当該昇降 機1件について34 の項に掲げる額の手 数を加える。 ア～ケ 略	特定工程工事終了 通知手数料	分が含まれる場合 においては、当該昇降 機1件について34 の項に掲げる額の手 数を加える。 ア～ケ 略
34 建築基準法第 87条の2におい て準用する同法第 7条の3第1項の 規定に基づく建築 設備の設置に関す る中間検査申請手 数料又は同法第8 7条の2において 準用する同法第1 8条第19項の規 定に基づく建築設 備の設置に関する 特定工程工事終了 通知手数料	ア 昇降機（小荷物 専用昇降機を除 く。） 1件につ き 12,000 円 イ 小荷物専用昇降 機 1件につ き 8,300円 ウ ア及びイに掲げ る建築設備以外の 建築設備 1件に つき 12,00 0円	34 建築基準法第 87条の2におい て準用する同法第 7条の3第1項の 規定に基づく建築 設備の設置に関す る中間検査申請手 数料又は同法第8 7条の2において 準用する同法第1 8条第17項の規 定に基づく建築設 備の設置に関する 特定工程工事終了 通知手数料	ア 昇降機（小荷物 専用昇降機を除 く。） 1件につ き 12,000 円 イ 小荷物専用昇降 機 1件につ き 8,300円 ウ ア及びイに掲げ る建築設備以外の 建築設備 1件に つき 12,00 0円
35 建築基準法第 88条第1項にお いて準用する同法 第7条の3第1項 の規定に基づく工 作物の築造に関す る中間検査申請手 数料又は同法第8 8条第1項におい て準用する同法第 18条第19項の 規定に基づく工作 物の築造に関する 特定工程工事終了 通知手数料	1件につき 9,1 00円	35 建築基準法第 88条第1項にお いて準用する同法 第7条の3第1項 の規定に基づく工 作物の築造に関す る中間検査申請手 数料又は同法第8 8条第1項におい て準用する同法第 18条第17項の 規定に基づく工作 物の築造に関する 特定工程工事終了 通知手数料	1件につき 9,1 00円
		35の2 建築基準	当該構造計算適合性

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
		<p><u>法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する通知に対する審査に係る構造計算適合性判定手数料</u></p>	<p>判定を要する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(1) 構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定するプログラム又は同条第3号イに規定するプログラム（以下これらを「大臣認定プログラム」という。）により行われたもの 1件につき 11,000円</p> <p>(2) 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 1件につき 159,000円</p> <p>イ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(1) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 1件につき 137,000円</p>

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
			<p>(2) 構造計算 が大臣認定プロ グラム以外の方 法により行われ たもの 1 件に つき 212, 000円</p> <p>ウ 2,000平方 メートルを超え、 10,000平方 メートル以内のも の</p> <p>(1) 構造計算 が大臣認定プロ グラムにより行 われたもの 1 件につき 15 0,000円</p> <p>(2) 構造計算 が大臣認定プロ グラム以外の方 法により行われ たもの 1 件に つき 243, 000円</p> <p>エ 10,000平 方メートルを超 え、50,000 平方メートル以内 のもの</p> <p>(1) 構造計算 が大臣認定プロ グラムにより行 われたもの 1 件につき 19 0,000円</p> <p>(2) 構造計算 が大臣認定プロ</p>

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
			<p><u>グラム以外の方法により行われたもの 1件につき 322,000円</u></p> <p>オ <u>50,000平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>(1) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 1件につき 322,000円</u></p> <p><u>(2) 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの 1件につき 590,000円</u></p>
<p>36 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の<u>仮使用認定申請手数料</u></p>	<p>1件につき 126,000円</p>	<p>36 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第18条第22項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の<u>仮使用承認申請手数料</u></p>	<p>1件につき 126,000円</p>

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
37～66の7 略	略	37～66の7 略	略
66の8 <u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定申請手数料</u>	1件につき 28,000円		
67～87 略	略	67～87 略	略
88 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料	1件につき 次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合においては、アの（1）、イの（1）又はウの（1）に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる	88 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料	1件につき 次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合においては、アの（1）、イの（1）又はウの（1）に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額（申請に係る計画に <u>構造計算適合性判定を要する部分が含まれる</u> 場合においては一の

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
	<p>場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第1項の設計住宅性能評価書(同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行</p>		<p><u>建築物について35の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第1項の設計住宅性能評価書(同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行</p>

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
	<p>令第81条第2項第1号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。)が提出された場合</p> <p>(1)～(9) 略 ウ 略</p>		<p>令(昭和25年政令第338号)第81条第2項第1号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。)が提出された場合</p> <p>(1)～(9) 略 ウ 略</p>
<p>89 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて88の項アの(1)から(9)まで、イの(1)から(9)まで又はウの(1)から(9)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、88の項アの(1)、イの(1)又はウの(1)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、</p>	<p>89 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて88の項アの(1)から(9)まで、イの(1)から(9)まで又はウの(1)から(9)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、88の項アの(1)、イの(1)又はウの(1)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、</p>

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
	<p>一の建築物について 18の項に掲げる額 （申請に係る計画に 建築基準法第87条 の2に規定する昇降 機に係る部分が含ま れる場合においては 当該昇降機1件につ いて22の項又は2 3の項に掲げる額の 手数料を加えた額） の手数を加えた額） を、当該建築物 における変更認定申 請戸数で除した額 （100円未満の端 数があるときは、こ れを切り捨てる。）</p>		<p>一の建築物について 18の項に掲げる額 （申請に係る計画に <u>構造計算適合性判定</u> <u>を要する部分が含ま</u> <u>れる場合においては</u> <u>一の建築物について</u> <u>35の2の項に掲げ</u> <u>る額の手数料を加え</u> <u>た額、建築基準法第</u> <u>87条の2に規定す</u> <u>る昇降機に係る部分</u> <u>が含まれる場合にお</u> <u>いては当該昇降機1</u> <u>件について22の項</u> <u>又は23の項に掲げ</u> <u>る額の手数料を加え</u> <u>た額）</u>の手数を加 えた額）を、当該建 築物における変更認 定申請戸数で除した 額（100円未満の 端数があるときは、 これを切り捨てる。）</p>
90～107 略	略	90～107 略	略
<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 92の項から97の項までに掲げる 低炭素建築物新築等計画認定申請手 料について、申請に併せて都市の低炭 素化の促進に関する法律第54条第2 項の規定に基づく申出があった場合 においては、一の建築物について18 の項に掲げる額（申請に係る計画に 建築基準法第87条の2に規定する 昇降機に係る部分が含まれる場合 においては当該昇降機1件について 22の項又は23の項に掲げる額の 手数料を加えた額）の手</p>		<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 92の項から97の項までに掲げる 低炭素建築物新築等計画認定申請手 料について、申請に併せて都市の低炭 素化の促進に関する法律第54条第2 項の規定に基づく申出があった場合 においては、一の建築物について18 の項に掲げる額（申請に係る計画に <u>構造計算適合性判定を要する部分 が含まれる場合においては一の建 築物について35の2の項に掲げる 額の手数料を加えた額、建築基準 法第87条の2に規定する昇</u></p>	

町田市手数料条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後	改正前
<p>数料を加えた額とする。</p> <p>4 98の項から103の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額とする。</p>	<p>降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額とする。</p> <p>4 98の項から103の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額（申請に係る計画に<u>構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について35の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額</u>）の手数料を加えた額とする。</p>